



介護保険サービス利用料の軽減等

高額介護サービス費

1 か月の間に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯に利用者が複数いる場合は、世帯の合計額）が高額になり、下の表の「上限額」を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。

区分	対象者	自己負担上限額
(7)	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
(6)	課税所得380万円以上690万円未満 (年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
(5)	課税所得145万円以上380万円未満 (年収約383万円以上約770万円未満)の方	44,400円(世帯)
(4)	市民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
(3)	世帯全員 区分(1)(2)以外の方	24,600円(世帯)
(2)	が市民税 非課税 課税年金収入＋その他の合計所得が80万円以下の方	24,600円(世帯)
(1)	生活保護を受けている方 老齢福祉年金を受けている方	15,000円(個人)

※その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額。

高額介護サービス費の「受領委任」

市内の介護保険施設に入所している方で、その施設が高額介護サービス費の受領委任を行っている場合は、限度額を超える分の受領を施設に委任することができます。
この場合、利用者は始めから自己負担上限額までの金額を支払うだけでよいことになります。
※詳しくは施設にお問合せください。

高額医療・高額介護合算療養費制度

世帯内の同一の医療保険の加入者について、毎年8月から翌年7月までの1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担(※)を合計し、限度額を超えた場合に、その超えた金額が支給されます。

※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

70歳未満の方がいる世帯

所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

(注)介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

70歳以上の方がいる世帯

所得区分	限度額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上	141万円
課税所得145万円以上	67万円
一般(課税所得145万円未満)	56万円
市民税非課税世帯	31万円
市民税非課税世帯(所得が一定以下)	19万円(注1)

利用者負担の減免

災害により財産に著しい損害を受けたときや、生計を維持している方の収入が特別な事情(死亡や長期入院、事業の休廃止など)により前年に比べて著しく減少した場合には、申請により利用者負担が減免される場合があります。

社会福祉法人が行う利用者負担の軽減

社会福祉法人が行う下記のサービスを利用される方のうち、下の表の要件に該当する方が対象となります。

対象となるサービス

①訪問介護(ホームヘルプ)	⑥短期入所生活介護(ショートステイ)	⑪地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
②通所介護(デイサービス)	⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護	⑫訪問型サービス(総合事業)
③夜間対応型訪問看護	⑧看護小規模多機能型居宅介護	⑬通所型サービス(総合事業)
④認知症対応型通所介護	⑨地域密着型通所介護	(④～⑥は介護予防サービスも対象)
⑤小規模多機能型居宅介護	⑩介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	

対象となる方

軽減の要件	軽減割合	
	利用者負担	食費・居住費
世帯全員が市民税非課税で、次の1～5の全てに該当する方 1 世帯全員の年間収入見込額の合計が一人世帯で150万円以下、世帯の人数が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 2 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 3 負担能力のある親族に扶養されていないこと。 4 居住財産を除いて、世帯全員が活用できる資産を所有していないこと。 5 介護保険料を滞納していないこと。	25%	25%
老齢福祉年金を受けている方で、上記の要件を満たしている方	50%	50%
生活保護を受けている方		100% (居住費のみ)

※年度ごとにあらかじめ申請し、認定を受ける必要があります。

訪問介護利用者負担の助成

訪問介護を利用される方のうち、以下に該当する方は、いったん利用者負担を支払っていただき、後日領収書を添付して申請することにより、負担された金額の1/4の額が助成されます。

世帯全員が市民税非課税で、下記のいずれかに該当する方

対象となる方

- 老齢福祉年金を受給している方
- 利用者負担額を支払うことにより、世帯の収入が生活保護基準年額以下となる方

下記の訪問介護サービス費は助成の対象になりません

- 社会福祉法人が行う利用者負担の軽減を受けている場合